

<資料>

岩手県内の介護老人保健施設における デスカンファレンスおよび死生教育の現状

千田睦美 鈴木美代子 伊藤 収
岩手県立大学看護学部

要旨

本研究の目的は、岩手県内の介護老人保健施設（以下、老健施設とする）における死生教育・デスカンファレンスの取り組み状況を明らかにすることである。岩手県内の老健施設 60 施設を対象に看取りとデスカンファレンスの実施状況、死生教育の現状に関する質問紙調査を行った。

19 施設から回答があり（回収率 31.7%）、看取りを行っている施設は 12 施設（63.2%）、その施設における直近の年間看取り件数は「5 名以下」と回答した施設が 4 施設（33.4%）と最も多かったものの、「20 名以上」の施設も 3 施設（25.0%）あった。デスカンファレンスを実施していると回答した施設は 5 施設（41.7%）であった。老健施設では看取り加算など報酬的には整いつつあるものの、死生教育プログラムを実施している施設は 26.3%とまだ少数であるため、死生教育プログラムの形成に向けたさらなる検討が必要である。

キーワード：介護老人保健施設、看取り、デスカンファレンス、死生教育

はじめに

少子高齢多死社会といわれる我が国における近年の看取りには課題が多い。平成 29 年の人口動態調査では死亡者数が 134 万人を超え、出生数を約 40 万件も上回っている。平成 27 年の都道府県別の死亡場所統計結果（人口動態統計）によると、全国的には死亡者数は多い順に「病院」、「自宅」、「老人ホーム」、「介護老人保健施設」、「診療所」となっているが、利用者のこれまでの生活や希望を踏まえ、看取りの場が多様化している。介護老人保健施設（以下、老健施設とする）は高齢者施設の中では看護職の人員配置が比較的多く、看取り加算も算定されていることから今後さらに看取りの場としての重要性が増すことが予想される。しかし、老健施設は「要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者」に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下

における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設（介護保険法第 8 条第 28 項）」とされており、制度上の定義と運用の実情との間に乖離がある状態が長年続いている。居宅への中間施設として機能回復のための支援を行うことが第一義であるはずの老健施設の職員は、このような現状のなかで、社会の要請に合わせて看取りケアにも取り組んでいるが、そのための教育体制やキャリア上のフォローアップについては十分整備されているとはいえず、病院以外で迎える看取りを支えるためのデスカンファレンスおよび死生教育の必要性は拡大している。

もともとデスカンファレンスは緩和ケア病棟やホスピスにおいて患者が亡くなった後にケアの振り返りを行うことで、ケアの質の向上およびケア担当者のバーンアウト対策として行われてきたものであり（池田，2018）、看取り終えた職員のグリーンケアとしても重要な取り組みである。また、ケア専門職が

自らの死生観を見つめることは、生死に寄り添う生命倫理の問い直しであり（堀井，2005），多死社会のケア専門職教育として欠かすことのできないものである。

以上のことから，岩手県内の老健施設における死生教育・デスカンファレンスの取り組み状況の実態を明らかにし，今後の専門職教育の方向性を見い出す基礎資料とすることを目的に研究を行った。

研究目的

岩手県内の老健施設における死生教育・デスカンファレンスの取り組み状況を明らかにすることである。

研究方法

1. 調査対象

岩手県内の開設から5年以上が経過した老人保健施設61か所（全数）のうち，調査時期に自然災害で被災した1施設を除く60施設とした。

2. 調査方法

対象施設の管理者に対し，研究の趣旨および方法の説明文書と調査用紙を郵送し，回答を無記名で返送してもらった。

3. 調査内容

- 1) 施設の概要：設置主体，入所定員，看護職・介護職員数
- 2) 看取りの実態：看取りの実施の有無，年間の看取り利用者数
- 3) デスカンファレンス・死生教育の実態：デスカンファレンス実施状況，運営方法，死生教育プログラムの研修実施状況
- 4) 施設における死生教育の課題（自由記述）

4. 調査時期

平成28年9月

5. 倫理的配慮

無記名調査であること，調査協力は任意であり協力の諾否に関わらず不利益を被ることはないこと，分析及び公表にあたっては施設が特定されない方法を用い十分に配慮することと，回答の返送をもって研究同意を得られたものとするについて文書で

説明した。なお本研究は岩手県立大学研究倫理委員会の審査を経て実施した。

6. 用語の操作的定義

本研究では，デスカンファレンスおよび死生教育について，先行研究を参考に以下の通り定義し，調査を行った。

- 1) デスカンファレンス：患者・利用者の死後に行われるカンファレンスであり，亡くなった方のケアを振り返り，今後のケアの質を高めることを目的に行うもの。
- 2) 死生教育：患者・利用者の終末期を含めた生と死を支えるケアに関する教育。

結果

60施設のうち19施設から回答があり（回収率31.7%），すべてを有効回答として分析対象とした。

1. 回答者および施設の概要（表1）

回答者の職種は総看護師長・看護師長などの看護部門責任者が最も多く7名（36.9%），施設の設置

表1 回答者および対象施設の概要 n=19

| 項目 | 回答 | n | % |
|--------|------------|----|------|
| 回答者の職種 | 管理者 | 1 | 5.3 |
| | 総看護師長・看護師長 | 7 | 36.9 |
| | 看護師 | 3 | 15.8 |
| | 介護科長 | 1 | 5.3 |
| | 療養課長 | 2 | 10.5 |
| | 事務長・総括部長 | 2 | 10.5 |
| | 相談員 | 1 | 5.3 |
| | その他 | 1 | 5.3 |
| 設置主体 | 医療法人 | 17 | 89.5 |
| | その他法人 | 2 | 10.5 |
| 入所定員 | 80床未満 | 2 | 10.5 |
| | 80～89床 | 5 | 26.3 |
| | 90～99床 | 6 | 31.6 |
| | 100床以上 | 5 | 26.3 |
| | 無回答 | 1 | 5.3 |
| 看護職員数 | 9人以下 | 5 | 26.3 |
| | 10人以上 | 14 | 73.7 |
| 介護職員数 | 20名未満 | 1 | 5.3 |
| | 20～29名 | 8 | 42.1 |
| | 30～39名 | 8 | 42.1 |
| | 40名以上 | 1 | 5.3 |
| | 無回答 | 1 | 5.3 |

主体はほとんどが医療法人であり、入所定員は60床から100床まで多様であった。看護職員は10名以上、介護職員は20～39名の施設が多かった。

2. 看取りとデスカンファレンス・死生教育の実態 (表2)

看取りを行っている施設は12施設(63.2%)であり、その施設における直近の年間看取り件数は「5名以下」と回答した施設が4施設(33.4%)と最も多かった。「20名以上」の施設も3施設(25.0%)あり、施設により大きく異なっていた。

看取りを行っている施設のうち、デスカンファレンスを実施していると回答した施設は5施設(41.7%)であり、運営担当は相談部職員が最も多かったが、その他の職種としてケアマネジャーやリハビリ職員が挙げられていた。

施設職員に対して年間教育計画内で現任教育として死生教育に関連する研修プログラムを実施している施設は5施設(26.3%)、不定期の研修・外部研修等での死生教育に関する研修への参加を行っている施設も同じく5施設(26.3%)であった。現任教育研修および不定期研修の両方を行っている施設は5施設中3施設であった。

表2 看取りとデスカンファレンス・死生教育の実施状況

| 項目 | 回答 | n=19 | |
|------------------------------------|---------|------|------|
| | | n | % |
| 看取りの実施 | 行っている | 12 | 63.2 |
| | 行っていない | 7 | 36.8 |
| 年間の看取り数 (看取り実施12施設のうち) | 5名以下 | 4 | 33.4 |
| | 6～9名 | 1 | 8.3 |
| | 10～19名 | 3 | 25.0 |
| | 20名以上 | 3 | 25.0 |
| | 無回答 | 1 | 8.3 |
| デスカンファレンスの実施状況 (看取りの実施施設) | 行っている | 5 | 41.7 |
| | 行っていない | 7 | 58.3 |
| デスカンファレンスの運営担当 | 医師 | 1 | 5.3 |
| | 看護職 | 2 | 10.5 |
| | 介護職 | 2 | 10.5 |
| | 相談部 | 4 | 21.1 |
| | その他 | 3 | 15.8 |
| 現任教育での死生教育プログラム ※年間教育計画内でのプログラム | 実施している | 5 | 26.3 |
| | 実施していない | 13 | 68.4 |
| | 無回答 | 1 | 5.3 |
| 特別プログラムでの死生教育 ※不定期の研修 | 実施している | 5 | 26.3 |
| | 実施していない | 13 | 68.4 |
| | 無回答 | 1 | 5.3 |

3. 入所定員規模による看取りの実施状況 (表3)

入所定員規模による看取りの実施状況を89床以下の施設、90床以上の施設別に比較すると、入所定員規模に関わらず、看取りを実施している施設が半数を超えており、定員規模は看取りの実施とは関連がなかった。

表3 入所定員規模による看取りの実施

| 入所定員 | n | 看取りの実施 | | | |
|-------|----|--------|------|--------|------|
| | | 行っている | | 行っていない | |
| | | n | % | n | % |
| 89床以下 | 7 | 4 | 57.1 | 3 | 42.9 |
| 90床以上 | 11 | 7 | 63.6 | 4 | 36.4 |

4. 年間看取り者数によるデスカンファレンス・死生教育の実施状況 (図1)

年間看取り者数が9名以下の施設と10名以上の施設では、デスカンファレンスや死生教育の実施状況に特徴があるかクロス集計を行った。その結果、年間看取り者数が10名以上の施設では、デスカンファレンスを行っていることが多いことが分かった。また、年間看取り者数が10名以上の施設では年間教育計画内で現任教育として死生教育に関連する研修プログラムを実施していることが多く、年間看取り者数が9名以下の施設では不定期の研修・外部研修等での死生教育に関する研修に参加していることが多い傾向があった。

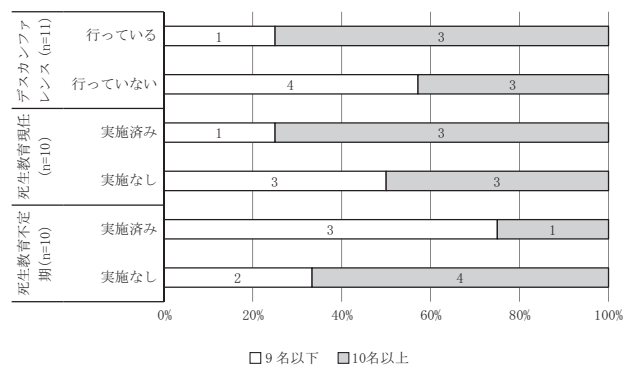


図1 年間看取り者数別に見たデスカンファレンス・死生教育の実施状況

5. 施設における死生教育の課題

19 施設中 14 施設から死生教育の課題に関する自由記述での回答が得られ、記述の内容としては、老健施設では他の高齢者施設と比較すると看護師の人員配置が多く、看取りについても看護師主導となっているが、介護との協働で看取るための死生教育の在り方および具体的なプログラム内容について模索しており、今後の課題として挙げている施設の意見があった。

考察

1. 岩手県の老健施設における看取りとデスカンファレンスの実態

今回の調査では、岩手県内の老健施設の 6 割以上が看取りを行っており、そのうち約 4 割の施設でデスカンファレンスが行われていることが明らかとなった。

本調査に協力が得られた老健施設はほとんどが医療法人が設置主体であり、併存施設として病院やクリニックを有していることが考えられる。そのため、利用者の希望があれば看取りを行い、併存施設への転院等の対応をとりながら柔軟に最期の時を過ごすことができるような体制を整えやすい状況であると考えられる。

看取りの実施については小野（2015）の老健施設における看取りの先行研究でも、デスカンファレンスを開催している老健施設は 41.7% であり、今回の調査同様、半数に満たないということが明らかになっている。そのなかでも、看取り者数が多い施設の方がデスカンファレンスを開催している割合が多いことから、今後本格的な多死社会の到来により老健施設での看取りが増加することに伴い、デスカンファレンスのニーズが高まることが考えられる。高齢者の終末期は、「治療」という医療モデルから「ケア」という生活モデルへと変遷し、そのゴールに「看取り」がある（池田，2018）。このことは、老健施設での看取りにおける治療とケアの両側面を、看護と介護が中心となり支えているということであり、デスカンファレンスが多職種で行った高齢者の生活支援としてのケアの振り返りとして位置付けられることを意味する。しかし、デスカンファレンスを行っていたとしても、その内容や進め方、ゴールについては施設ごとに多様であり、より効果的な取り組み方法を模索している段階であることも

自由記述から明らかとなった。老健施設の特徴として、医師、看護職、介護職、リハビリ職のすべてが常勤職員として配置されており、日常的に多職種での取り組みが行いやすい環境であるといえる。老健施設における看取りやデスカンファレンスでは、この強みをいかし、病院とは異なるデスカンファレンスの開催方法やゴールを設定することができると思われる。

2. 老健施設における死生教育の実態と課題

今回の調査結果から、年間看取り者数が 10 名以上の施設では年間教育計画内で現任教育として死生教育に関連する研修プログラムを実施していることが多く、年間看取り者数が 9 名以下の施設では不定期の研修・外部研修等での死生教育に関する研修に参加していることが多い傾向があることが明らかとなった。

老健施設における看取りに関わる看護職と介護職との連携に関する看取りに対する研究（仁科他，2015）では、老健施設に勤務する看護職には、介護職の不安の軽減や、高齢者の自然な看取りを支えるための医師との調整という役割に加え、看護職が介護職と協働・連携するための看取りの教育という連携の視点が明らかになっている。生を支えたその先に死があるという死生観を、看護職は他の職種と共有し、協働・連携するなかで高齢者ケアの倫理や生命倫理への感受性を高めることができると考える。さらに、利用者とその家族の希望に基づいた看取りの実施を支援するための専門職としての職業倫理を堅固にするため、多職種での包括的な死生教育を行う必要性があると考えられる。その死生教育の内容として含めるべきものや、教育背景の異なる多職種に対する教育に耐えうる具体的な方法論については今後の検討課題である。

結論

岩手県内の老健施設での看取り件数は施設により大きく異なり、看取りを行っている施設のうち約 4 割でデスカンファレンスが行われていた。病院とは異なるカンファレンスの目的・進め方などが施設によって存在するのか、老健施設に対する看取り増加という課題に対する支援の必要性など、今後追調査が必要である。

老健施設では看取り加算など報酬的には整いつつ

あるものの、死生教育プログラムを実施している施設は5施設(26.3%)とまだ少数である。今後は「病院」・「施設」や「看護職」・「介護職」と分けずに、高齢者のケア提供者に対して包括的に実施できるような死生教育プログラムの形成に向けた検討を行う必要があると考える。

謝辞

本研究にご協力いただきました老健施設の担当者様に心より感謝申し上げます。

引用文献

- 堀井泰明 (2005) : 死生観を問う教育は可能か—看護学士課程における生命倫理教育の意味を考える—, 生命倫理, 15 (1), 127-134.
- 池田千鶴 (2018) : 介護療養型老人保健施設におけるデスカンファレンスの実際, 臨床老年看護, 25 (3), 89-93.

厚生労働省 (2017), 平成29年人口動態統計の年間推計, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai17/dl/2017suikai.pdf> [検索日 2018年12月18日]

仁科聖子, 小林貴子 (2015) ; 介護保険施設における看取りに関わる看護職と介護職との連携, 日本在宅看護学会誌, 4 (1), 167-175.

小野光美 (2015) : 介護老人保健施設の看取りにおける看護管理者の実践内容, 日本看護倫理学会誌, 7 (1), 68-76.

統計でみる日本 (平成29年度), <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450011&tstat=000001028897&cycle=7&year=20160&month=0&tclass1=000001053058&tclass2=000001053061&tclass3=000001053065> [検索日 2018年12月18日]

(2018年12月18日受付, 2019年1月23日受理)

< Material >

Present Situation of Death Conferences and Educations about Life and Death at the Elderly Care Facilities in Iwate

Mutsumi Chida Miyoko Suzuki Osamu Ito
Iwate Prefectural University, Faculty of Nursing

Keywords : Elderly care facilities, End-of-life care, Death conferences, Educations about life and death